

## まほろばホール使用許可申請書

大和町長 殿

申請日 平成 年 月 日

住 所

法人名又は団体名

代表者名又は氏名

担 当 者 名

担当者連絡先

大和町文化協会加盟

加盟している

加盟していない

次のとおり使用の許可を受けたく申請します。

使用目的	物販、研修、会議、公演、講演、その他( )			
会議、物販、公演等時間	月 日 時 分から	時 分まで		
共催・後援者名		入場予定 人 数		
入 場 料 等	料金を徴収する 料金の徴収をしない	最高 円	最低 円	
使用施設	使用日	使用時間		
	月 日	午前	午後	夜間
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
大ホール、小ホール、楽1、楽2、楽3、大会議、会議、和室1、和室2、和室3、調理、展示、研修1、研修2、創作				
付 帯 施 設	無し 有 (当日 使用付帯設備で精算)			
冷 暖 房 設 備	使用時間で精算	当日精算	その他	
特例の施設等				
使用条件				

- 使用区分(午前9:00~12:00、午後13:00~17:00、夜間18:00~21:30)には準備及び撤去の時間を含みます。
- 使用料は7日前まで前納して下さい。既納の使用料は返還しません。ただし、使用者が使用開始前7日までに使用の中止を申し出たときは、キャンセル料として半額の使用料をお支払いください。  
※使用日を含め7日以内にキャンセルした場合は、使用料の返還はしません。  
町の責めにより使用できなくなったときや、その他特別の理由があると認めた場合は返還します。
- 減免を適用する団体及び減免率については、大和町ふれあい文化創造センター管理規則に基づきます。

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署(大和警察署)へ照会することがあります。  
許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。